

## 幕別町農業委員会会長等交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幕別町農業委員会会長（以下「会長」という。）又は会長の職務を代理する者の交際費（以下「会長交際費」という。）について、適正な執行と透明性の確保を図るため、その支出及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(支出対象)

第2条 会長交際費は、農業委員会の運営及び町行政の円滑な執行を図るため、幕別町農業委員会（以下「農業委員会」という。）を代表して外部の個人又は団体との交際に要する経費であり、その支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 農業委員会の事務事業と直接かつ緊密な関係にあるもの
- (2) 農業委員会運営の進展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等に見舞われたもの
- (4) その他会長が特に必要と認めたもの

(支出区分及び支出内容)

第3条 会長交際費は、次の各号に掲げる区分及び内容に応じ、当該各号に定める支出とする。

- (1) 慶祝 慶事及び総会等各種行事のお祝いに係る経費
- (2) 弔慰 葬儀等における香典、生花、供物等に係る経費
- (3) 見舞 病気、事故、災害等に対する見舞いに係る経費
- (4) 激励 本町の公益性や名声を高める団体及び個人を激励する場合に支出する

経費

(5) 賛助・協賛 公共的、公益的な団体等の活動及び行事の趣旨に賛同して支出する経費

(6) 懇談会費 意見交換や情報収集を目的とする懇談会等の出席に係る経費

(7) 渉外 農業委員会の運営上、必要と認められる場合の渉外及び接遇に係る経費

(8) その他 農業委員会の運営上、会長が特に認める経費

(支出基準)

第4条 交際費の支出に当たっては、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限度となるよう努めるものとし、別表に定めるとおりとする。

(支出状況の公表)

第5条 会長交際費は、次の各号に掲げる事項について公表する。

(1) 支出年月日

(2) 支出区分

(3) 支出内容

(4) 支出金額

2 公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに行うものとする。

3 公表の方法は、幕別町ホームページに掲載して行うものとする。

4 公表に当たっては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び幕別町情報公開条例（平成11年条例第31号）の規定に基づくものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

支出区分	支出内容	支出金額
慶祝	慶事及び総会等各種行事のお祝いに係る経費	1 万円以内
弔慰	葬儀等における香典、生花、供物等に係る経費	1 万円以内
見舞	病気、事故、災害等に対する見舞いに係る経費	1 万円以内
激励	本町の公益性や名声を高める団体及び個人を激励する場合に支出する経費	社会通念上妥当と認められる範囲内で、その内容及び成績を勘案した額
賛助・協賛	公共的、公益的な団体等の活動及び行事の趣旨に賛同して支出する経費	社会通念上妥当と認められる範囲内での額
懇談会費	意見交換や情報収集を目的とする懇談会等の出席に係る経費	1 万円以内
渉外	農業委員会の運営上、必要と認められる場合の渉外及び接遇に係る経費	1 万円以内
その他	農業委員会の運営上、会長が特に認める経費	社会通念上妥当と認められる範囲内での額